



◆◇◆ 新宿ビズタウンメール 2020年4月17日号



発行：新宿区文化観光産業部産業振興課

目次

<1> 産業振興課インフォメーション

- ・「商工業緊急資金（特例）」の実施について
- ・新製品・新サービス開発支援補助金 募集開始
- ・中小企業展示会等出展支援補助金(前期)募集中
- ・ビジネスアシスト新宿

<2> 新宿区からのお知らせ

- ・新型コロナウイルス感染症に関する企業等で行う感染症対策について
-
-

<1> 産業振興課インフォメーション

■「商工業緊急資金（特例）」の実施について

新型コロナウイルス感染症の流行により、事業活動に影響を受ける区内中小企業者を支援するために商工業緊急資金（特例）をあっせんし、利子と信用保証料を区が全額補助します。ぜひご活用ください。

【対象】 次の（1）～（4）のいずれも満たしていること

（1）ア 法人は、次の要件をいずれも備えていること

- （ア）区内に本店（営業の本拠）があり、区内で同一事業を引き続き1年以上営業しており、かつ本店登記が登記日から1年以上区内にあること

- （イ）本店と本店登記が区内の同一所在地にあること

イ 個人は区内に事業所（営業の本拠）があり、区内で同一事業を引き続き1年以上営業していること

（区内在住1年以上の場合は東京都内の事業所も可）

※ア、イとも1期以上確定申告を行っていて、面談時に納税証明書を提出できることが条件となります。

(2) 東京信用保証協会の保証対象業種を営んでいること

※許認可・届出等を要する事業を営んでいる場合は、当該事業に係る許認可を受けていること

(3) 住民税、事業税を滞納していないこと（分納は不可）

(4) 新型コロナウイルス感染症流行の影響により、一時的に売上げの減少等、業況悪化をきたしている、または悪化が見込まれ資金繰りが必要となること

【貸付限度額】 500万円以内

【貸付期間】 5年以内（うち据置期間6か月以内）

【年 利】 2.1%以下（区が全額補助）

【信用保証料】 全額補助

申請方法、必要書類等の詳細は区のホームページをご確認ください。

詳細はこちら↓

https://www.city.shinjuku.lg.jp/jigyo/sangyo01_000001_00011.html

また、日本政策金融公庫でも無利子・無担保の融資を実施しています。

詳細はこちら↓

https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynet/covid_19.html

新型コロナウイルスに関する中小企業支援情報は、随時、新宿区のホームページでご案内していきます。

詳細はこちら↓

https://www.city.shinjuku.lg.jp/jigyo/sangyo01_000001_00005.html

■新製品・新サービス開発支援補助金 募集開始

新規性・市場性のある製品・サービスの開発事業を実施する場合、その事業に係る経費の一部を助成します。

補助金額：100万円まで／件（補助対象経費の2/3以内）

補助件数：7件程度

対象経費：原材料費／外注費／技術・開発指導費／
直接人件費（ソフトウェア開発のみ）等

募集期間：令和2年4月1日(水)～5月22日(金)

詳細はこちら↓

https://www.city.shinjuku.lg.jp/jigyo/sangyo01_000115.html

■中小企業展示会等出展支援補助金(前期)募集中

販路拡大のため、区内の中小企業が参加する展示会・見本市等に
出展する費用の一部を区が補助します。

対象者 : 区内中小企業者(全業種が対象)

対象経費 : 出展小間料及び小間装飾費

補助金額 : 国内展示会等 1件 15万円まで(補助対象経費の2/3以内)

海外展示会等 1件 20万円まで(補助対象経費の2/3以内)

募集期間 : 令和2年4月1日(水)~9月30日(水) ※先着順

申込の詳細はこちら↓

https://www.city.shinjuku.lg.jp/jigyo/sangyo01_001123.html

■あなたのお悩み、専門家に相談してみませんか？

利用無料！『ビジネスアシスト新宿』をご活用ください！！

中小企業支援実績のある中小企業診断士等の専門家を事業所に
派遣し、経営全般に係る相談に対してアドバイスをを行っています。
平成30年度からは社会保険労務士の派遣も開始しており、
雇用環境の整備等のご相談についても対応しております。

【対象者】 区内中小企業者、個人事業主、商店等

【相談事例】 販路拡大、マーケティング戦略、就労規則の見直しなど

申請方法、専門家情報等の詳細はこちら↓

https://www.city.shinjuku.lg.jp/jigyo/sangyo01_000004.html

<2> 新宿区からのお知らせ

■新型コロナウイルス感染症に関する企業等で行う感染症対策について

新型コロナウイルス感染症の感染予防、感染拡大防止には、個人個人の対応も必要ですが、企業全体で取り組むことも大切です。

新宿区では、企業等で日常行う感染症対策と、企業等で感染症患者が発生した場合の対策について、新宿区のホームページに掲載しています。

詳しくは下記新宿区ホームページをご覧ください。

詳細はこちら↓

http://www.city.shinjuku.lg.jp/kusei/cln202002_exk01.html

[問合せ先]

健康部保健予防課保健相談係

TEL : 03-5273-3862 FAX : 03-5273-3820

その他新宿区、国や東京都を始めとする各支援機関が行っている代表的な制度をまとめた「新宿区中小企業支援ガイド」もご活用ください。

ガイドはこちら↓

<http://www.city.shinjuku.lg.jp/content/000252968.pdf>

■■■
新宿区文化観光産業部産業振興課

〒160-0023 新宿区西新宿 6-8-2 B I Z新宿 4階

電話番号 : 03-3344-0701

FAX 番号 : 03-3344-0221

インターネットによるお問合せ :

https://www.city.shinjuku.lg.jp/soshiki/261100shoko_00001.html

■■■